

梶加内町競争入札参加資格審査申請の時期及び方法について

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1) 及び (2) のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ））又は暴力団員関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）でないこと。
- (4) 審査基準日において町民税（法人の場合は法人町民税及び固定資産税、個人の場合は個人町民税及び固定資産税）の滞納がないこと。
- (5) 審査基準日において国税（法人税及び消費税及び地方消費税）に滞納がないこと。

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和3年1月1日とする。ただし、随時申請の場合は申請する月の初日とする。

3 資格の種類

別表第1から別表第3のとおり

4 申請の種類による資格要件等

- (1) 「建設工事」を申請するものは、次に掲げる要件を満たしている者とする。
 - ア 申請工種において、別表第1に掲げる工種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条第1項に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けており、かつ、当該建設業許可を受けて1年以上、当該建設業を営んでいること。
 - イ 資格審査の申請をする日（その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日）の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に アに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。
 - ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。
 - エ 「健康保険」・「厚生年金保険」 「労働保険」のすべてに加入もしくは適用除外であること。
- (2) 「設計等」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。
 - ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 審査基準日の直前1年間に、希望する業種において売上高を有していること。
 - ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
 - エ 「建築設計」を申請する者は、ア及びイのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではない。
 - オ 「測量」を申請する者は、ア及びイ並びにウのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。
- (3) その他の申請については、前各号に準じて取り扱うものとする。

- 5 資格の決定等
参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 6 資格の有効期間
資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日）から令和5年3月31日までとする。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。
 - (1) 1及び4に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- 8 申請の受付期間
 - (1) 定期申請期間は令和3年1月8日から令和3年2月26日とする。
 - (2) 随時申請期間は令和3年4月1日から令和4年11月30日とする。
 - (3) 特に町長が必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。
- 9 申請方法
資格審査の申請は、幌加内町建設課管理係の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。（別紙1のとおり）
- 10 資格審査の再申請及び変更届
資格の有効期間内に、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、競争入札参加資格変更申請書にその変更を行う事由にかかる書類を添付し提出するものとする。
 - (1) 競争入札参加資格変更審査申請書の提出が必要な場合
 - ア 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書変更届の提出が必要な場合
 - ア 住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、主たる事業等を変更した場合
 - イ 許可及び登録等に関する事項に変更があった場合

別表第1(3関係)
建設工事の工種区分

番号	区分	番号	区分
1	土木工事	16	ガラス工事
2	建築工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	ほ装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

別表第2(3関係)
設計等の業種区分

番号	区分	番号	区分
1	測量	5	技術資料
2	地質調査	6	補償関係
3	土木設計	7	造林等(植栽・保育・地拵等)
4	建設設計	8	その他設計

別紙1 「建設工事」及び「設計等」の提出書類

法人	個人	区 分	摘 要
○	○	①建設工事等入札参加資格審査申請書	様式 1(一般社団法人 北海道土木協会)
○	○	②経営事項審査結果通知書の写し	建設工事のみ(資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に受けた経営事項審査の結果通知書)
○	○	③工事(事業)経歴書	様式 3(一般社団法人 北海道土木協会) (直前2年度決算分)
○	○	④工事経歴集計表	様式 3 の 2 (一般社団法人 北海道土木協会)(建設工事の場合提出願います) (直前2年度決算分)
○	○	⑤技術者名簿	様式 4(一般社団法人 北海道土木協会)
	○	⑥代表者身分証明書(写し可)	申請時3か月以内のもの
○		⑦登記事項証明書(写し可)	法務局で発行する全部事項証明書又は現在事項証明書 (申請時3か月以内のもの)
○	○	⑧許可登録に関する証明書の写し	更新されているもの(5年に一度)
○	○	⑨建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	経営事項審査申請時に使用した証明書の写し
○	○	⑩建設工事入札参加資格審査申請書付票	様式 9(一般社団法人 北海道土木協会) (建設工事の場合提出願います)
○	○	⑪設計等入札参加資格審査申請書付票	様式 10(一般社団法人 北海道土木協会) (設計等の場合提出願います)
○	○	⑫法定保険加入状況一覧表	町様式
○	○	⑬社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況が確認できる書類の写し	納入告知書等のコピー
○	○	⑭労働保険(雇用保険・労災保険)の加入状況が確認できる書類の写し	保険関係成立届等のコピー
○	○	⑮誓約書(暴力団排除に関する誓約書)	町様式
○	○	⑯決算書(貸借対照表・損益計算書)の写し	直近1ヵ年分
○	○	⑰委任状	支店等に委任の場合
○	○	⑱納税証明書(写し可)	・消費税及び地方消費税未納がないことの証明 ・町税未納がないことの証明(幌加内町で課税されている者のみ)

○	○	⑱印鑑証明書(写し可)	
○	○	⑳返信用封筒(審査結果通知用)	長3封筒(長形3号)程度のサイズ。 宛先を記載し、82円切手を貼付したものの。 ※受付票は不要です。